

令和6年度佐伯市地域おこし協力隊隊員委嘱に関する合意書

大分県佐伯市（以下「甲」という。）と■■ ■■（以下「乙」という。）は、佐伯市地域おこし協力隊員の委嘱について、「地域おこし協力隊推進要綱」及び「佐伯市地域おこし協力隊設置に関する規程（以下「設置規定」という。）」に基づき、次のとおり合意する。

（総則）

第1条 甲は、乙を佐伯市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という）に委嘱する。

（甲及び乙の責務）

第2条 甲及び乙は、信義に基づき、設置規程及び募集内容に関する詳細事項に規定する地域協力活動の円滑な遂行に努めなければならない。

（委嘱の期間）

第3条 委嘱の期間は、令和6年■月■日から令和■年■月■■日までとする。但し、年度ごとに更新を行い、最大3年間まで延長可能とする。

（活動日数及び時間）

第4条 乙の活動時間は、1日当たりの活動時間は7時間45分で、1か月当たり116時間15分で15日を基準とする。ただし、1か月当たりの活動日数15日を超過しないよう活動を行うこと。なお、1日の活動時間が7時間45分に満たない場合はその限りではない。

（活動報告）

第5条 乙は、その活動内容については活動日報及び活動月報により活動月の翌月7日までに甲に活動内容を報告しなければならない。また7日が土曜日、日曜日又は国民の休日にあたる場合は翌営業日までに提出するものとする。また、第8条に基づく活動に要する経費の整理を行うとともに帳簿、預金通帳、請求書及び領収証等により経費の使途が確認できる書類の報告も併せて提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、活動報告会等を行わなければならない。

（報償費）

第6条 甲は、乙に対し地域協力活動の対価として、月額202,010円の報償を支給する。但し、1か月当たりの活動時間が規定に満たない場合は、時間割により減額する。なお、1円未満は切り捨て、算定額を決定するものとする。

2 甲は、当月分の報償を活動報告の提出があった月の翌月の末日までに乙が指定する口座に振り込むものとする。

(保険等)

第7条 健康保険及び公的年金は、乙の負担とする。

(活動に要する経費等)

第8条 甲は、予算の範囲内で地域協力活動に要する経費を負担する。地域協力活動に要する経費は、甲が直接支払うものは旅行経費(甲との協議により認められた研修に係る旅費や資格取得に必要な旅費)と乙へ活動経費に係る負担金として支払うものとする。

2 負担金として支払うものは、住宅の賃料(家賃・駐車場代等を含)、活動に要する車両(以下「活動車両」という)に係る経費、傷害保険料、賠償責任保険料、パソコンリースに係る経費、携帯電話リース及び通話料(個人所有携帯電話を使用した場合も同様とする。)又はWi-Fiリース料に係る経費とする。

(1) 甲は、乙に対し居住するための住宅に係る経費(家賃・駐車場代等の経費)について、月額50,000円まで実費を負担する。また、着任時の敷金・礼金については、150,000円までを1回限り、甲が実費負担する。委嘱期間中に乙の個人的理由によって転居する場合に発生した敷金及び礼金については、乙の負担とする。

(2) 乙は、活動車両を準備しなければならない。この活動車両については、甲と乙の双方の協議の上決定するものとする。また、甲は、乙に対し活動車両に係る経費(車両本体リース料:月額30,800円まで、車両保険:年額94,000円まで、燃料費:月額10,000円まで)を実費負担する。なお、乙の自家用車を活動車両として利用する場合の車賃の額は、1キロメートルにつき15円を負担する。乙は車両管理簿により運行日報等を整理しなければならない。なお、乙が自家用車を保有しない場合の活動車両は、私用にも利用できるものとするが、車両使用管理簿には地域協力活動用及び私用の別を明確にするための欄を設け使用目的及び走行距離等を整理するものとする。

(3) 乙は、活動中の事故等に対応するため、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。また、甲は、乙に対し傷害保険料及び賠償責任保険料を月額5,000円まで実費負担する。

(4) 乙は、活動に要するパソコンを準備しなければならない。また、甲は、乙に対し活動に要するパソコンリースに係る経費に対して、月額5,000円まで実費負担する。

(5) 乙は、活動に要する通信手段として携帯電話又はWi-Fiを準備しなければならない。また、甲は、乙に対し活動に要する携帯電話リース・通信料及びWi-Fi使用料に係る経費(本体リース・通話料又はWi-Fi使用料)として、月額5,000円までを実費負担する。なお、乙は活動中に使用する携帯電話の番号については、広く市内外に向け周知する可能性が高いこと、活動終了時も継続して知られてしまうことを認識するものとする。

3 乙は、1か月当たりの活動時間が62時間(8日)に満たない場合は、住宅の賃料、活動車両に係る経費、パソコンリースに係る経費、携帯電話リース及び通話料又はWi-Fi使用料に係る経費の内、甲が負担した額の一部又は全部を甲に返金しなければならない。また、乙が甲に返金しなければならない負担金は、活動時間を時間割計算により算出した額とする。なお、1円未満は切り捨てて、返金額を決定するものとする。

- 4 第8条第1項から第2項に係る負担金は、隊員としての活動に要する経費について使用できるものとするが、用途制限や交付手続き等については甲の指示によるものとする。また、年度末において負担金に残金があるとき及び乙が任期途中で退任した場合においては残金を返金しなければならない。
- 5 活動に要する経費に関しては、基準額となる上限額を設けているが、すべての経費において乙と相手方との契約が基本となるため、疑義が生じた場合は、甲乙双方の協議の上、予算の範囲内で決定するものとする。

(委嘱の取り消し)

第9条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 4週間以上連続して活動の遂行が困難であると認められるとき。
ただし、乙が疾病等のために休業する場合は、15週間以上連続して活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 隊員の地位を利用して、政治的活動、選挙活動及び宗教的活動を行ったと認められるとき。
- (3) 活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (4) 協議なく住所を当該隊員の活動区域外に移したとき。
- (5) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。また甲が乙へそのことについて指導を行っても改善が見られなかったとき。
- (6) 地域住民又は乙の活動に関する事業者等から、乙及び乙の活動について苦情が寄せられた場合において、甲が苦情に係る事実関係の確認を行うとともに乙に対しその内容を指摘しても状況の改善が見られないとき。
- (7) その他、隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(疾病等のための休業)

第10条 甲は、乙から疾病等のための休業の請求があった場合、休業期間として最大14週間を承認することができる。ただし、乙は、休業の承認を受けようとするときは、休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、休業開始日の1か月前までに甲に対し、その承認を請求するものとする。ただし、特別な急を要する理由で甲が認める場合に限り前述以外についても認めることとする。なお、休業開始日については、甲と乙の双方の協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、乙による休業の請求を承認した場合は、当該期間の報償費や活動に要する経費の負担を行わないものとする。

(委嘱の中断)

第11条 甲は、乙から産前産後又は育児のための委嘱中断の請求があった場合、中断期間として最大1年間を承認することができる。ただし、乙は、中断の承認を受けようとするときは、中断をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、中断開始日の1か月前

までに甲に対し、その承認を請求するものとする。なお、中断開始日については、甲と乙の双方の協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、乙による中断の請求を承認した場合は、委嘱期間変更の合意書を取り交わし、当該中断期間満了後に委嘱を再開するものとする。

(離任)

第12条 乙は、乙の事情により、委嘱期間の途中で離任しようとするときは2か月前までに甲に申し出なければならない。

(守秘義務)

第13条 乙は、委嘱期間中及び委嘱期間満了後において、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(その他)

第14条 甲は、この合意書内において負担するとした経費について、乙が委嘱期間内に地域協力活動を行うにあたり必要な経費で、委嘱期間前に支払ったものについて負担することができる。

- 2 委嘱期間中に作成した web サイト等の成果品の権利については、委嘱期間終了後も市に帰属するものとする。
- 3 合意書に記載のない事柄については、甲乙協議のうえ、取り決める。

令和6年4月1日

甲 住 所 大分県佐伯市中村南町1番1号

氏 名 佐 伯 市

代表者 佐伯市長 田 中 利 明 ⑩

乙 住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 ■ ■ ■ ■ ⑩

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この委嘱による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委嘱が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この委嘱による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。
(※注 隊員活動業務が、個人情報の収集をその内容としないときは、この規定は不要となる。)

(適正管理)

第4 乙は、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報を、委嘱の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この委嘱による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この委嘱による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(※注 本委嘱で委託業務そのものの再委託を禁止しているときは、この規定は不要となる。)

(資料等の返還)

第8 乙は、この委嘱による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委嘱の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この委嘱による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委嘱による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は市長、「乙」は委嘱を受けた者をいう。

2 委嘱に必要な事務を実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。